

に介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2万8千円とします(合計適用限度額は現行どおり7万円)。

平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額は現行と同様とします。(それぞれの適用限度額は3万5千円、合計適用限度額は7万円)。

◆公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し(平成22年度分から適用)

65歳未満の給与所得者で公的年金等所得に係る所得割を給与からの特別徴収の方法により徴収できるよう改めます。

◆非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(平成25年度分から適用)

平成24年から平成26年までの間、各年の1月1日において満20歳以上である方を対象に、毎年、新規投資額で100万円を上限とした非課税口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、最長10年間、非課税とします。

市たばこ税

◆市たばこ税の税率の引き上げ(平成22年10月1日から適用)

紙巻たばこ等1,000本につき4,618円(現行3,298円)

旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき2,190円(現行1,564円)

問合せ先

市役所税務グループ

☎52-1111(内線246 247 253)

市税の減免をご存じですか

市税には減免制度があります。減免の対象については次のとおりです。詳しくは、お気軽に税務グループへお問い合わせください。

なお、市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要です。

市民税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方

②前年の所得が50万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が50万円以下の方

④障がい者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を二にする妻で、前年の所得が25万円以下の方

⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が50万円以下であり、その世帯の世帯員(死亡した納税義務者を除く)の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

⑥災害による被害を受けた場合で一定の要件にあてはまる方

⑦固定資産税・都市計画税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産

②賦課期日現在において、世帯全員が居住用(宅地面積が20平方メートル以下であって、かつ、住宅延床面積が20平方メートル以下)のもの(をいう)以外の固定資産を所有せず、国または地方公共団体が給付する手当を受けている障がい者世帯、母子(父子)世帯または年金を受けている世帯もしくは民法第87条に規定する扶養義務に基づく扶養などを受ける世帯で当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合で当該世帯員が所有する固定資産

③公的な扶助を受けている障がい者世帯、母子(父子)世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の入居者の半

額以下で賃貸されている家屋(賃貸している家屋の部分に限る)

④耐震改修費補助金の交付を受けた方

⑤災害により被害を受けた固定資産で一定の要件にあてはまる場合

軽自動車の減免

①身体に障がいがある方で、障がいの種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合

②身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、その方と生計を二にする方がもつばらその方のために運転する場合

③身体に重度の障がいがある方(年齢18歳未満の方)、または精神に障がいがある方で、その方と生計を二にする方が所有し、もつばらその方のために運転する場合

④単身で身体に障がいのある方、もしくは単身で精神に障がいのある方を常時介護するために運転する場合

⑤その構造がもつばら身体障がい者などの利用のための軽自動車

問合せ先

市役所税務グループ

☎52-1111(内線244~247)